破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３５４号
相模原市中央区横山３丁目18番11号　グリンヒル横山103号
債務者　山口　勝彦
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３５７号
神奈川県座間市相武台１丁目21番22号
債務者　久保　　宏
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３５８号
相模原市緑区西橋本３丁目２番43号　モンシャトレーⅠ　102号
債務者　佐藤　洋之
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３６１号
相模原市緑区町屋３丁目１番17号、住民票上の住所相模原市緑区三井413番地７
債務者　工藤　英世
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３７０号
相模原市中央区上溝３丁目６番31号　ピアタウンＤ201
債務者　大泉　直樹
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３３号
広島県安芸高田市甲田町上小原633番地３
債務者　片山ちづ子
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第１５１８号
愛知県西尾市米津町宮浦68番地　市営宮浦住宅Ｅ棟233号室
債務者　玉田　　静
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１６号
高知市梅ノ辻19番９号　リバーハイツ梅ノ辻401
債務者　江川　尚久
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２３３号
高知県南国市緑ヶ丘１―401―２　Ｒ６―205号、住民票上の住所高知市高須２丁目13番10号　ボンジュール宗円203
債務者　末延　昭和
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで　高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５３８号
札幌市北区屯田５条10丁目１番30号
債務者　大村　昭夫
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５３９号
札幌市北区屯田５条10丁目１番30号
債務者　大村　友子
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６０９号
北海道千歳市春日町２丁目５番26―１号
債務者　青木　健二
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６１０号
北海道千歳市春日町２丁目５番26―１号
債務者　青木久美子
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６２５号
札幌市手稲区星置南３丁目３番39―105号
債務者　大崎めぐみ
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６４５号
札幌市中央区南５条西９丁目1014番地10　コーポラス第５新世界301号
債務者　井沼　　誠
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６４６号
札幌市中央区南５条西９丁目1014番地10　コーポラス第５新世界301号
債務者　井沼　芳江
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６８３号
札幌市白石区川下１条７丁目１番23号　メイプルハイツ102号
債務者　竹田　和文
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部